

## 情報・システム研究機構財務会計事務の委任に関する規程

〔平成19年4月1日〕  
制 定

最近改正 平成29年3月7日

### (目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）の財務及び会計事務の委任について必要な事項を定めることを目的とする。

### (経理事務の委任)

第2条 情報・システム研究機構会計規程（以下「会計規程」という。）第7条第4項に規定する経理事務の委任については別表1のとおりとする。

2 前項に定める経理事務の委任を受けた職員は、別表1により決裁権限を委譲することができる。

### (資産管理事務の委任)

第3条 会計規程第36条の2第3項に規定する資産管理事務の委任については別表2とする。

2 前項に定める資産管理事務の委任を受けた職員は、別表2により決裁権限を委譲することができる。

### (契約事務の委任)

第4条 会計規程第41条の2第2項に規定する契約事務の委任については別表3のとおりとする。

2 前項に定める契約事務の委任を受けた職員は、別表3により決裁権限を委譲することができる。この場合には様式1により決裁権限を委譲した事務及び決裁者を機構長に届け出なければならない。

3 前項により届け出た決裁権限を委譲した事務及び決裁者を変更又は取り消す場合も前項同様届け出るものとする。

4 第1項については、会計規程第41条の2第3項により予算責任者等が軽微な取引について契約事務を行う場合を除く。

5 前項における軽微な取引とは、消耗品で1点又は役務契約で1件10万円未満で総額100万円未満の契約をいう。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、機構長が行う。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月8日から施行し、国立極地研究所及び統計数理研究所においては平成22年7月1日から、国立情報学研究所においては平成24年4月1日から、国立遺伝学研究所においては平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

権限事項	内 容	規程における 権限者	本 部			研究所		
			委任規程による 受任者	決裁権限の 委譲の可否	決裁者	委任規程による 受任者	決裁権限の 委譲の可否	決裁者
経理事務の委任	経理（機構）	銀行等の口座の開設・解約（預り金に関するもの）	機 構 長	経理責任者	×			
	決算（機構）	決算整理仕訳	本部経理責任者	経理責任者	×		経理責任者	×
		税務申告書	機 構 長	—	○	経理責任者		
	出納（機構）	領収書の管理	機 構 長	—	○	経理責任者		
		領収書の発行	機 構 長	—	○	出納責任者	—	○
収納 （経理単位）	債権の放棄の決定（重要財産を除く）	機 構 長	経理責任者	×		経理責任者	×	

別表2

権限事項	内 容	規程における 権限者	本 部			研究所		
			委任規程による 受任者	決裁権限の 委譲の可否	決裁者	委任規程による 受任者	決裁権限の 委譲の可否	決裁者
資産管理事務の委任	固定資産管理 （総括部門）	固定資産台帳の作成・保管	総括資産管理責任者	資産管理責任者	×		資産管理責任者	×
		不動産登記等	総括資産管理責任者	資産管理責任者	×			
		固定資産の移築・改築	機 構 長	事務局長	×		管理部長	×
		不動産登記済証等の保管	総括資産管理責任者	資産管理責任者	×			
	宿舍の貸与	機 構 長	—	○	資産管理責任者	研究所長	○	資産管理責任者
固定資産管理 （管理部門）	敷地境界立会い	機 構 長	事務局長	○	資産管理責任者	管理部長	○	資産管理責任者
	固定資産（動産）等の贈与	総括資産管理責任者	資産管理責任者	×		資産管理責任者	×	

注記 表中、研究所欄の管理部長において、国立極地研究所及び統計数理研究所においては共通事務センター長に、国立情報学研究所においては総務部長に読み替えるものとする。

別表3

権限事項	内 容	規程における 権限者	本 部			研究所			
			委任規程によ る 受任者	決裁権限の 委譲の可否	決裁者	委任規程による 受任者	決裁権限の 委譲の可否	決裁者	
契約事務の委任（財務課・会計課所掌）	契約	官報等公告・公示伺【機構長名義】							
	機構	金額制限なし	機 構 長	—	×				
	（個別に掲載する場合）	金額制限なし		事務局長	×		研究所長	×	
	入札伺・随意契約伺・補助金等交付申請伺・実施報告伺（電子決裁・紙決裁）								
	政府調達及び土地・建物・その他重要な財産の増減にかかわる契約	金額制限なし	機 構 長	—	×		研究所長	×	
	上記以外の調達	見積額が500万円以上		事務局長	×		管理部長	×	
	（入札を実施する場合）	見積額が500万円未満		事務局長	○	財務課長	管理部長	○	会計課長
	（入札を実施しない場合）	見積額が50万円以上 ～500万円未満		財務課長	○	様式により届出	会計課長	○	様式により届出
		見積額が50万円未満		財務課長	○	様式により届出	会計課長	○	様式により届出
	入札実施者・仕様等説明者								
	政府調達及び土地・建物・その他重要な財産の増減にかかわる契約		機 構 長	—	○	事務局長	研究所長	○	管理部長
	上記以外の契約			事務局長	○	財務課長	管理部長	○	会計課長
	予定価格調書《入札伺、契約決議伺等添付》								
	政府調達及び土地・建物・その他重要な財産の増減にかかわる契約	金額制限なし	機 構 長	事務局長	×		管理部長	×	
	上記以外の調達	見積額が500万円以上		事務局長	○	財務課長	管理部長	○	会計課長
	（書面で作成する場合）	見積額が500万円未満		財務課長	×		会計課長	×	
	（書面での作成をしない場合）	見積額が50万円以上 ～500万円未満		財務課長	○	様式により届出	会計課長	○	様式により届出
		見積額が50万円未満		財務課長	○	様式により届出	会計課長	○	様式により届出
	契約等決議伺（電子決裁・紙決裁）								

	政府調達及び土地・建物・その他重要な財産の増減にかかわる契約	金額制限なし	機 構 長	—	×		研究所長	×	
	補助金、受託研究費等に関わる契約	金額制限なし		—	×		研究所長	×	
	上記以外の調達	見積額が500万円以上		事務局長	×		管理部長	×	
	(契約書面を作成する場合)	見積額が500万円未満		事務局長	○	財務課長	管理部長	○	会計課長
	(契約書面を作成しない場合)	見積額が50万円以上 ～500万円未満		財務課長	○	様式により届出	会計課長	○	様式により届出
		見積額が50万円未満		財務課長	○	様式により届出	会計課長	○	様式により届出
監督	一般的な契約	金額制限なし	経理責任者	経理責任者が指定する者	×		経理責任者が指定する者	×	
	専門的知識が必要なもの等	金額制限なし		経理責任者が指定する者	×		経理責任者が指定する者	×	
検査 (監督との兼務は認めない)	一般的な契約	金額制限なし	経理責任者	—	×		—	×	
	専門的知識が必要なもの等	金額制限なし		経理責任者が指定する者	×		経理責任者が指定する者	×	
謝金	謝金支給伺・報告・単価設定・基準の改廃								
	統一単価の変更、謝金支給取扱基準の改廃、特別単価の決裁、個別単価の届出受領		機構長	—	×				
	個別単価の設定		機構長	—	×		研究所長	×	
	特別単価での謝金支給伺			—	○	事務局長	研究所長	○	管理部長
	統一単価、個別単価での謝金支給伺			事務局長	○	財務課長	管理部長	○	会計課長
	謝金支出決裁（完了報告等）			事務局長	○	財務課長	研究所長	○	会計課長

注記1 表中、研究所欄の管理部長において、国立極地研究所及び統計数理研究所においては共通事務センター長に、国立情報学研究所においては総務部長に読み替えるものとする。

注記2 表中、研究所欄の会計課長において、国立極地研究所及び統計数理研究所においては共通事務センター副センター長に、国立遺伝学研究所においては財務課長に読み替えるものとする。

様式

情報・システム研究機構 機構長 殿

報告日 平成 年 月 日  
報告者 (規程による受任者等)  
職指名

情報・システム研究機構財務会計事務の委任に関する規程第4条第2項により、下記のとおり決裁権限の変更を行いましたので届け出します。  
委 譲  
委譲の取消

記

権限事項	内容 (案件)	受任者	決裁者	指定期間

- ※1 届出の種類により委譲、変更及び委譲の取消を適宜○で囲むこと。
- 2 監督及び検査について、個別に指定する場合は、内容欄に案件を記載するとともに、指定期間を記載すること